

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)  
河原社会保険労務士事務所 河原 清市  
埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554  
メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)

## 2020年4月以降、雇用保険上の65歳以上の従業員について

[質問] 現在、私は、昭和28年生まれの66歳の男性です。半年契約で週30時間の労働をしています。会社から今年の6月から週12時間(各日3時間×4日)の勤務にしてくれないかと言われました。2019年4月から雇用保険の被保険者になっております。

雇用保険上、私は、どうなるのでしょうか。

[回答]

2017年1月1日以降65歳以上で会社に週20時間以上で勤め始めた人は、雇用保険上高年齢被保険者としてみなされます。

雇用保険料は、2020年3月まで免除でしたが、

2020年4月1日からは週20時間で継続して31日以上雇用されることが見込まれる場合は雇用保険の被保険者になって保険料 $\frac{3}{1000}$ を負担する義務が生じます。

そこで、労働者が、雇用保険上30時間から12時間になると、雇用保険上の被保険者資格を失うことになります。あなたの場合は、65歳以上ですので、高年齢被保険者の資格を失うことになります。よりわかりやすく言うと、30時間から12時間になったときに、失業という状態になったわけです。

離職日以前1年間に、賃金支払基礎日数が11日以上(被保険者期間がひと月と考える)が6か月以上あり(ちなみに、65歳未満の一般被保険者の場合は離職日以前2年間に通算して12か月以上被保険者期間が必要になります。)、失業の状態の確認を受けることができれば、高年齢求職者給付金があなただに支給されます。この給付金は、一時金の形態をとっています。

この失業の状態とは、①就職したいという意志と②いつでも就職できるという能力があり、③積極的に仕事を探しているにもかかわらず、職業に就けない状態のことをいいます。

そこで、あなたの場合は、週12時間になっても、ハローワークに行き積極的に週20時間以上の仕事を探す努力をすることが必要になってきます。そして、一般には、3か月間の給付制限がありますが、あなたの場合は、会社側から週12時間にしてくれないかと言われたのであれば、給付制限はないものと考えられます。そのことは、以下の記載事項からもわかります。

初めて、あなたがハローワークに求職の申し込みに行ったときに、緑色の離職票を持参しますが、その離職票の離職理由の欄の中の一番下にある6番 その他(1-5のいずれにも該当しない場合)に事業主からのチェックが入っています。そして、具体的事情記載欄に「30時間から12時間に勤務時間を変更した。」と記入してあると思われます。その記載事項によって、今回の失業の原因は事業主側の事情によると判断されますから、「給付制限はなし」となるわけです。

つぎに、求職の申し込み日(受給資格決定日)には、以前の30時間の労働契約書と今回変わった12時間の労働契約書を持参することが大切です。その日から7日間の待期期間を経たのち、最初の失業

認定日がきます。ただここに、気を付けなければならないことがあります。

それは、待期期間中に1日当たり4時間以上働いた場合は就労したとみなされて、1日分の待期は完成されません。つまり、あなたが、労働をするのであれば、4時間未満の労働をすることを考えてください。ただ、現在一日3時間の労働をしていますが、雇用保険上は就労していないとみなされていますので、容易に待期期間の7日間は完成します。

(4時間の就労については、受給資格者のしおりのP26を参照)

待期期間完了ののち失業が認定されます。そうすると、後日あなたの口座に50日分の高年齢求職者給付金が支給されます。

ちなみに、あなたの離職前6か月間に支払われる賃金が毎月18万円であったとしますと、

$$18 \text{ 万円} \times 6 \text{ か月} \div 180 \text{ 日 (一か月 30 日とします)} = 6,000 \text{ 円}$$

この金額は、離職時賃金日額とみなされています。

この6,000円をハローワークからの表によって、高年齢求職者給付金の日額は4,556円になります。そして、あなたが、1年以上の被保険者期間があれば、50日分の給付金つまり

$$4,556 \text{ 円} \times 50 \text{ 日} = 22 \text{ 万 } 7,800 \text{ 円} \text{ が支給されることとなります。}$$

最後に、あなたが、求職活動をして、22万7,800円が支給されても、週30時間以上の就職口が見つからない場合は、今の会社で、週12時間で頑張ることは、法律上は、何ら問題はありません。

最後に、知っておくべき確認事項を掲載します。

①高年齢被保険者とは、

被保険者であって、同一の事業主の適用事業に65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者となる者を除く。)2020年4月から雇用保険料を徴収される。

②高年齢求職者給付金とは、

高年齢継続被保険者が失業し、離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上ある場合に、次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額が支給される(法第37条の2~37条の4)。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
支給額	30日分	50日分

③一時金50日の人で会社都合や定年、契約期間満了による離職

